

第3次新温泉町情報化計画

平成29年2月

新温泉町

目次

第1章	情報化計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目的	2
4	計画期間	2
第2章	情報化の現状と課題	3
1	ICTに関する社会・経済の動向	3
2	国の動向	4
3	兵庫県の動向	4
4	新温泉町における情報化の現状	5
5	新温泉町における情報化の課題	8
第3章	情報化の基本方針と目標	10
1	情報化の基本方針	10
2	情報化の目標	10
3	施策の体系	11
第4章	情報化推進施策の展開	12
1	豊かな資源を生かして産業を育てるまち	12
2	ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち	13
3	みんなで支えあう絆のあるまち	15
4	安全で住みやすい環境の整ったまち	17
5	自然と調和して心地よく暮らせるまち	19
6	住民と行政が夢をふくらませるまち	23
第5章	計画推進にあたって	30
1	推進体制	30
2	留意事項	31
資料		33
1	新温泉町情報化推進本部設置要綱	33
2	新温泉町情報化推進委員会設置要綱	34
3	新温泉町情報化推進委員会委員名簿	35
4	第3次新温泉町情報化計画策定経過	36
5	用語解説	37

第1章 情報化計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」をまちの将来像として、新町まちづくり計画や新温泉町総合計画等に基づき、住民等との協働による総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。

情報化施策については、平成19年3月に「新温泉町情報化計画」、平成24年3月に「第2次新温泉町情報化計画」を策定し、インターネット接続環境の整備や携帯電話の通信可能地域拡大などの情報通信基盤の整備、図書館の図書予約システムの導入、主要公共施設への公衆無線LANの整備、スマートフォンなどの携帯端末に対応したホームページの改修など、直接住民サービスの向上に寄与する情報システムの整備、行政内部の情報システムの改善に努めました。

一方、第2次新温泉町情報化計画策定から5年が経過し、この間のICT（情報通信技術）は急速な進展を続けており、スマートフォンやタブレット端末の普及が進み、それらの情報機器を活用したSNS等の様々なサービスが展開され、生活の中にICTが急速に浸透してきています。Twitter（ツイッター）などに代表されるSNSは、国内で3千万人を超える人が利用するサービスへと普及し、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、住民の安否確認や被災者支援のために活用されました。また、クラウドコンピューティングへの移行、ビッグデータやIoTの活用など、ICTはさらなる進展を見せており、私たちの日常生活や社会活動に大きな影響を与え、生活の中で必要不可欠なものとなってきています。

2 計画の基本理念

第2次新温泉町総合計画では、まちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」－ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくり－の実現に向けて、基本方針（政策）を定めています。第3次新温泉町情報化計画においてもその基本方針に基づき、まちの将来像の実現を目指して、情報化の推進に取り組みます。

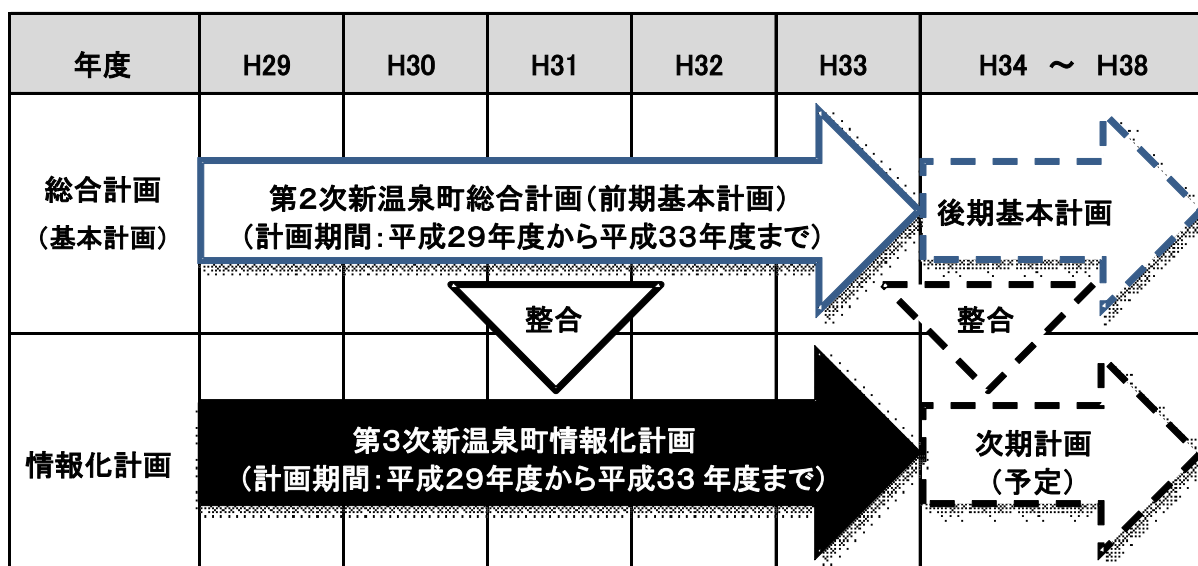
3 計画の目的

人口減少や少子高齢化など住民生活を取り巻く環境は大きく変化し、行政へのニーズも複雑・多様化しており、行政の情報化施策が果たす役割がますます重要となっています。こうした中、平成24年3月に策定した第2次新温泉町情報化計画は平成28年度をもって終了します。このため、将来にわたり継続的に本町の情報化を総合的かつ計画的に進めるための新たな指針として「第3次新温泉町情報化計画」を策定するものです。

4 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

※ただし、本計画は毎年度検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。

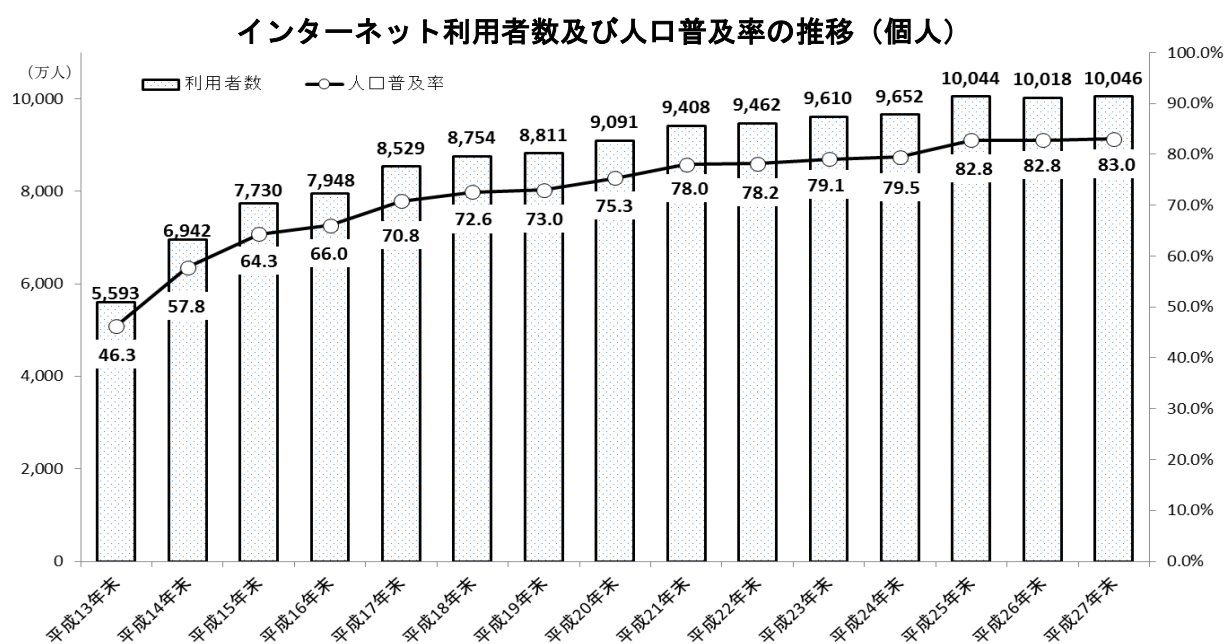


第2章 情報化の現状と課題

1 ICTに関する社会・経済の動向

ICTのめざましい技術革新により、スマートフォンやタブレットといった携帯端末などの新たな情報通信機器やSNS等の様々なサービスが急速に普及してきました。これに伴い、いつでも、どこでも、誰でもインターネット上のサービスを利用することができるようになり、ICTは便利で豊かな生活に欠かせないものとなりつつあります。このような影響からインターネット利用人口は、平成27年末で1億46万人、人口普及率では83%に達しています（総務省 平成27年通信利用動向調査より）。また、端末別インターネット利用状況をみると、「パソコン」が56.8%と最も高く、次いで「スマートフォン」(54.3%)、「タブレット端末」(18.3%)となっています。携帯電話の加入契約者数も、平成27年12月末で1億5,441万件に達しています（総務省 平成27年度情報通信統計データベースより）。

今後も利用者の視点に立った多様なサービスが提供されることで、国民のすべてが技術革新やICT等のメリットを享受できるようになることが期待されていますが、一方では、こうしたICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）や、インターネットの普及によるコンピュータウィルス被害の拡大、不正アクセス等によるネット犯罪や個人情報の流出などへの対策を充実し、ICTをより身近なインフラとして定着させ、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが必要になっています。



資料：総務省 平成27年通信利用動向調査

2 国の動向

国は、平成13年からIT基本法に基づき、日本を世界最先端のIT国家とするためのさまざまな施策に取り組んできました。平成15年には「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定し、これまでの基盤整備から利活用促進に重点を置いた取り組みが行われました。平成18年に策定された「IT新改革戦略」では、「いつでも、どこでも、誰でも情報通信技術の恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、ITによる構造改革を推進してきました。平成21年には、平成27年を年次目標として、誰もがデジタル技術の恩恵を実感できる「人間中心のデジタル社会の実現」を目標とした「i-Japan 戦略 2015」を策定。平成22年には、「新たな情報通信技術戦略」を策定。平成23年には、「電子行政推進に関する基本方針」を決定し、災害等の非常時も含め、安定的・継続的に行政サービスが提供されるよう、必要となる行政情報システムの運用継続の観点に留意することが示されました。

平成25年には「世界最先端IT国家創造宣言」がIT戦略として決定され、ITを経済成長のエンジンとして位置づけ、平成32年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現と、その成果を国際展開することを目標に定めています。

平成27年に公表された「世界最先端IT国家創造宣言」の改訂版では、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）などのIT利活用基盤を積極的に活用し、国民が実感できる真の豊かさを実現することに重点を置き、「IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会」、「ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」、「ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会」、「ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会」の実現に向けた取り組みが示されました。

3 兵庫県の動向

兵庫県では、平成13年に「ひょうごIT戦略」、平成16年に「ひょうごIT新戦略」、平成19年に「ひょうご情報交流戦略」を策定し、主な成果としては、兵庫情報ハイウェイの整備、ブロードバンド整備率100%、フェニックス防災システムの機能強化、県立大学応用情報科学研究科・シミュレーション学研究科の設置等があげられます。

さらに平成32年を見据えたICTのあり方として、平成27年に「ひょうごICT戦略」を策定し、①安全安心の推進、②暮らしの質の向上、③地域力の強化、④産業の振興、⑤行政のオープン化・効率化、⑥社会とICTの調和の6項目が戦略として示されました。

4 新温泉町における情報化の現状

本町の情報化については、浜坂地域では、テレビ共同受信設備や防災行政無線が整備されており、インターネット通信環境においては平成24年から民設民営によるブロードバンド整備を実施し、光ファイバによる超高速インターネット接続が可能となっています。温泉地域では平成17年4月、公設公営のケーブルテレビ事業「夢ネット」をスタートし、温泉地域の全世帯でテレビ放送の再送信、自主放送の視聴、インターネット、音声告知サービスなどの情報通信基盤整備を行い、平成23年には夢ネットによるインターネット接続速度の改善を図りましたが、平成27年には民間業者の参入により、夢ネットの加入件数が減少しています。町全体としては、平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、いわゆる「地デジ難民」が発生しないよう住民等への啓発や受信対策を実施しました。その他に携帯電話の通信不能地域解消への取り組みでは、町が事業主体となり携帯電話基地局を整備するとともに、各事業者の自助努力により町内のほとんどの地域で携帯電話の利用が可能となりました。防災情報の伝達手段については、平成27年に防災放送一体化を行い、本庁の防災行政無線の操作卓から町全域（浜坂地域では防災行政無線で構成されたシステム、温泉地域では屋外無線放送と夢ネットの音声告知システム）に放送できるようになりました。また、平成23年と24年には、孤立する可能性がある集落に衛星携帯電話を導入しました。情報通信基盤全体でみると、町合併時までに浜坂地域と温泉地域で異なる整備を行っていたことから、現状においても両地域間で異なる情報通信基盤となっています。

本町の行政事務における情報化や電子化の取り組みは、合併時に両町の電算システムを統合後、OSのサポート体制やシステムの多様化、高速化に対応するため、機器やシステムの更新を行い、現在の業務システムは、住民情報をデータベースにもつ基幹系システムと行政内部の情報共有を目的とする情報系システムで構成しています。基幹系システムは、ホストコンピュータによるオンラインシステムを中心に構成しており、その主なものとして、住民基本台帳、税務情報、国民健康保険、年金など住民を対象とするシステムがあります。このシステムでは各業務システムがそれぞれ単体で動作するのではなく、各システムが連携し、情報の共有化を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図っています。また、情報系システムは、その主なものとして財務会計システムや給与システムなど、町の内部管理事務に係るシステムと庁内のネットワークを活用した職員間の電子メールや掲示板などのグループウェアがあり、事務処理の迅速化や行政情報の適正管理等の面で効果を発揮しています。

町の情報発信については、広報紙・ホームページ・防災行政無線・ケーブルテレビ等を通じて行っており、平成27年に実施した情報化に関するアンケート調査の結果では、86%の方が広報紙、35%の方が新聞やパンフレットを情報源として活用しています。町のホームページについては、インターネット利用者が住民の半数近くに達しているものの、情報源としては11%の活用にとどまっています。

主な既存の情報システム

システム名		システムの概要	稼働時期
町 独 自 シ ス テ ム	新温泉町イントラネットシステム	文書管理のデータベース化や公用車等の管理業務を行い、情報伝達の効率化とデータの共有化を行うシステム	平成17年10月～
	財務会計システム	予算執行状況をデータベース化し、歳入、歳出及び決算管理などをオンラインにより行うシステム	平成17年10月～
	総合行政システム	住民情報を基本とした住民票、税、国民健康保険、国民年金、介護保険などの情報をデータベース化し、オンラインにより窓口等の端末で即時処理するシステム 〔稼働システム〕 住民基本台帳、住民登録外管理、印鑑証明、住民税、ごみ手数料、交通災害共済、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険資格、収滞納業務、国民年金、下水道負担金、下水道使用料、温泉使用料、水道使用料、住宅使用料、学齢簿管理、人事・給与、旅費、選挙、但馬海区選挙、起債、農家台帳、給食費管理	平成17年10月～
	病院情報システム	医師の診療内容や治療指示を関係部門に伝達するシステムを中心として、カルテの電子化、看護支援、検体検査、薬剤管理、画像処理、医事会計、健診などのシステムを一体化させ、患者サービスの向上と正確な医療の提供を目指すシステム	平成25年4月～
	遠隔画像診断システム	病院間でのデジタル画像及びその関連情報の相互伝達により、専門の放射線科医による診断を行うシステム	平成27年5月～
	最新医療情報検索システム	インターネット回線を活用して、最新の医療情報を確認するシステム	平成28年6月～
	固定資産地番検索システム	各種資料、調書等、固定資産評価業務による成果品をパソコンにより管理するシステム	平成17年10月～
	介護事業者支援システム (WINCAR)	介護保険制度化のケアマネジメントや介護報酬制度などの事務の円滑化を図るシステム	平成17年10月～
	福祉・健康管理総合システム	高齢者保健福祉台帳を整備するシステム	平成17年10月～
	図書館情報システム	図書館の貸出し、返却、検索、予約などのシステム	平成17年10月～
	農家基本台帳システム	農地に関する情報をデータベース化し、農業委員会の議案作成や許可業務を管理するシステム	平成17年12月～
	包括支援システム (ほのぼの)	各種介護サービスや福祉サービスを円滑に提供するシステム	平成18年4月～
	統合型GIS (ジオグラフィック・インフォメーション・システム)	各部署の地図データを統合して、各部署が情報を共有できる庁内横断的システム	平成27年4月～
	子ども・子育て支援システム	確認事業者、支給認定、契約、利用調整、審査、支払、交付金申請、収納、滞納、放課後児童クラブ業務を管理するシステム	平成27年4月～
	介護保険システム	被保険者の資格・受給者・給付実績・保険料納付記録業務などを管理するシステム	平成28年4月～
	後期高齢者システム	広域連合との連携や保険料徴収業務を管理するシステム	平成28年4月～
	児童手当、福祉医療システム	認定請求、審査、現況届、支払処理、年齢到達、統計処理業務などを管理するシステム	平成28年4月～
	水田情報システム	経営所得安定対策対応、交付申請書出力、生産調整事務などのシステム	平成28年4月～
法定外公共物管理システム	法定外公共物を管理するシステム	平成17年10月～	
地籍調査支援システム	地籍調査を進めるためのシステム	平成20年11月～	

システム名		システムの概要	稼働時期
国・ 県 の 提 供 シ ス テ ム	児童手当勘定業務関連システム	厚生労働省に対して報告する事務交付金、国庫負担金の申請等に使用し、事務の簡素化を図るシステム	平成17年10月～
	認定支援ネットワークシステム	要介護状態または要介護支援状態にある者の心身の状況に関する調査、介護認定審査会等の意見等を整理し、今後の要介護認定等にかかる事務に反映させるシステム	平成17年10月～
	水道統計調査システム	水道事業の業務、施設の概況を調査するためのシステム	平成17年10月～
	国民年金被保険者情報照会システム	社会保険業務センターが保有する国民年金被保険者の情報を照会するシステム	平成17年10月～
	兵庫県災害対応総合ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速、的確な応急対応の実現及び市町、消防本部等との情報交換の円滑化による救急救援活動等の支援に活用するシステム	平成17年10月～
	国民健康保険事業実績報告書作成システム及び調整交付金システム	国民健康保険療養給付費等負担金、老人保健医療費拠出金負担金及び介護納付金負担金等に関する交付金等の申請書、実績報告書など計算が複雑で膨大な業務を、各項目が連動し正確に作成できるシステム	平成17年10月～
	地方税ポータルシステム（eLTAX）	加入者からの個人住民税（給与支払報告書）・法人町民税申告書・固定資産税（償却資産）申告書、年金保険者からの公的年金データ、年金特徴情報を授受するシステム	平成21年10月～ （年金特徴情報） 平成22年12月～ （申告書）
	国税連携システム（e-Tax）	所得税の申告書データ（確定申告書、修正申告書、更正請求書等）、及び地方間で地方税データを授受するシステム	平成23年1月～
	標準積算システム	農村農業整備事業費等を積算するシステム	平成17年10月～
郡 広 域 行 政 の 提 供 シ ス テ ム	兵庫県積算共同利用システム	公共工事の予定価格の参考資料を作成するためのシステム	平成17年10月～
	新温泉町緊急通報システム	一人暮らしの高齢者、重度身体障がい者等が、自宅に設置した無線発信機により緊急通報センターに通報できるシステム	平成17年10月～
そ の 他 の 提 供 シ ス テ ム	遠隔教育システム	遠隔地の病院をインターネットで結び、カンファレンス（症例検討会）やコンサルテーション（相談）を行うなど医療教育ネットワークを整備するためのシステム	平成27年10月～

5 新温泉町における情報化の課題

(1) 住民の参画と協働によるまちづくりの実現

第2次新温泉町総合計画では、まちづくりの基本方針の1つに「住民と行政が夢をふくらませるまち」を掲げており、住民の意向をまちづくりに反映させるため、住民、地域、事業者などと議会、行政が、それぞれの特性に応じて役割と責任を担い、協働のまちづくりを推進することとしています。このため、行政では、町広報紙やホームページ等のICTを活用して、より分かりやすい情報提供や情報公開を積極的に行い、住民との信頼関係を築くとともに、利便性の高いサービスの提供を進めていくことが必要となっています。

(2) 住民サービスの向上

全国的に高齢化が進むなか、本町における高齢化率は36.9%（平成27年国勢調査）と全国平均26.7%を大きく上回っている状況にあり、平成27年に実施した情報化に関するアンケート調査においても、健康・福祉・医療の情報の必要性が最も高くなっています。このため、高齢者の状況やニーズを把握しながら、保健・医療・福祉などの情報のネットワーク化や医療や介護・健康管理のためにICTを活用した仕組みの導入を検討していく必要があります。また、東日本大震災や熊本地震以降、防災・緊急情報の提供については、利用者の視点に立ち、迅速かつ的確な形態で発信できる体制を整えることが求められています。さらに、マイナンバー制度を活用した住民サービスの向上や地域産業の振興、子育て支援や教育、生活環境の充実等の面においても、効果的な情報化施策を積極的に展開していくことが必要となっています。

(3) 行政事務の効率化

限られた財源と人材を効果的かつ効率的に活用するため、計画的な行政運営を進めるとともに、ICTを活用した事務事業の効率化やサービスの提供に努める必要があります。さらに地方分権の確立・行財政改革等の推進のため、総合行政ネットワークや行政評価などへのICTの活用や現在、国が進めている「自治体クラウド」の動向にも注目し、必要な対応を図っていくことが求められます。

また、行政内部の業務に関連する基幹系、情報系の情報システムについても、業務効率化の観点から順次システムの導入を図ってきましたが、今後はシステム更新時だけでなく、常に業務の最適化について検証していくことが必要となっています。

(4) 情報通信基盤の整備と有効活用

町内のインターネット利用環境については既にブロードバンド化が図られており、すべての住民が高速インターネットを利用できる環境が整備されていますが、浜坂地域と温泉地域では依然として異なる情報通信基盤となっています。また、ケーブルテレビにおいては、インターネットの超高速化やテレビ放送の高度化への対応などについて、今後、検討を行う必要があります。携帯電話の利用については、一部に通信不能地域が残っており、その解消に向けた取り組みを継続する必要があります。防災情報の伝達手段については、平成27年に防災放送一体化により、全町域が同時に放送できるようになりました。今後は防災行政無線のデジタル化を進める必要があります。また、多様化するメディアや情報通信機器、住民のインターネット利用用途の拡大などへ柔軟に対応しながら、現在の情報通信基盤の維持改修等と併せてその有効活用と積極的な情報発信を行うことが必要となっています。

(5) 安全性の確保

ICTの急速な進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末などの普及が進み、それらの情報機器を活用した様々なサービスが展開され、生活の中にICTが急速に浸透してきていますが、その一方では、ネットワーク障害による通信の途絶や、コンピュータウイルス感染などの情報セキュリティ事故が発生しています。利用者が情報セキュリティ事故に遭わないよう、ICTに関する学習機会を提供するなど万全の対策を講じる必要があります。

本町の行政事務においても、組織的に情報セキュリティ対策に取り組むため、研修等を通じて、職員一人ひとりに個人情報保護と情報セキュリティに対する高い意識を醸成するとともに、様々な脅威をもたらす可能性のあるインターネットを行政内部の情報システムから分離するなど、情報資産を守るための取り組みを通じ、今後も住民が安心してICTの恩恵を享受できるように、継続して情報セキュリティ対策の向上に取り組むことが必要となっています。

(6) 情報を利活用できる能力の向上と情報格差の是正

携帯電話やインターネットが主要な情報伝達手段となる中で、こうしたICTを使いこなせる人とそうでない人との間に情報格差（デジタルデバイド）が生じています。

本町が平成27年に実施した情報化に関するアンケート調査では、60歳以上でインターネットを利用している割合は、60歳未満の年代に比べて28%と低く、年代間で情報の格差が発生していることが考えられます。その理由としては「設置や設定、操作方法が難しい」、「教えてくれる人がいない」などが一因となっています。このことから地域全体の情報リテラシーの底上げを図るため、情報化リーダーやボランティアなどの人材育成、高齢者等が日常生活の中で、インターネット等を利用できる環境の整備、情報通信機器の利用に関する学習機会の提供、高齢者や障がい者にも利用しやすい情報通信機器の整備、情報伝達手段の多様性の確保などが必要となっています。

第3章 情報化の基本方針と目標

1 情報化の基本方針

本町における情報化の課題に対応するため、本計画では第2次新温泉町情報化計画の基本的な施策を引き継ぎ、これまで整備した情報通信基盤の維持改修等と有効活用を図り、情報発信の強化、情報セキュリティ対策、情報リテラシーの向上等を重点とし、住民の参画と協働、住民サービスの向上、効率的な行財政運営を行います。

2 情報化の目標

第2次新温泉町総合計画の6つの基本方針に沿って、情報化の各推進施策を実施することにより、まちの将来像を実現することを目標とします。

①豊かな資源を生かして産業を育てるまち

農林畜水産業、商工業や観光業をはじめとするさまざまな地域産業の活性化のため、関係団体との情報共有や連携の充実を図るとともに情報発信を強化し、賑わいと活力のあるまちづくりを進めます。

②ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

生涯を通じた学習活動の支援により、誰もが学習機会に恵まれ、生きがいを感じられる社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで情報活用能力を習得する機会の拡充と環境整備を進め、地域全体の情報リテラシーの向上を図ります。

③みんなで支えあう絆のあるまち

健康で生きがいのある生活を支援するため、健康や医療・福祉・介護に関する情報の提供と共有により住民と行政の連携を深め、地域ぐるみで支えあうまちづくりを進めます。

④安全で住みやすい環境の整ったまち

住民の安全・安心な暮らしを支えるため、防災や防犯、交通などの情報提供を充実するとともに、緊急時における情報伝達手段の環境整備を図ります。

⑤自然と調和して心地よく暮らせるまち

自然豊かな環境を守るための情報提供や、快適な生活環境の維持向上を図るため、ICTを活用した住民サービスの提供を拡充するとともに、高度情報通信社会に対応した情報基盤の整備に努めます。

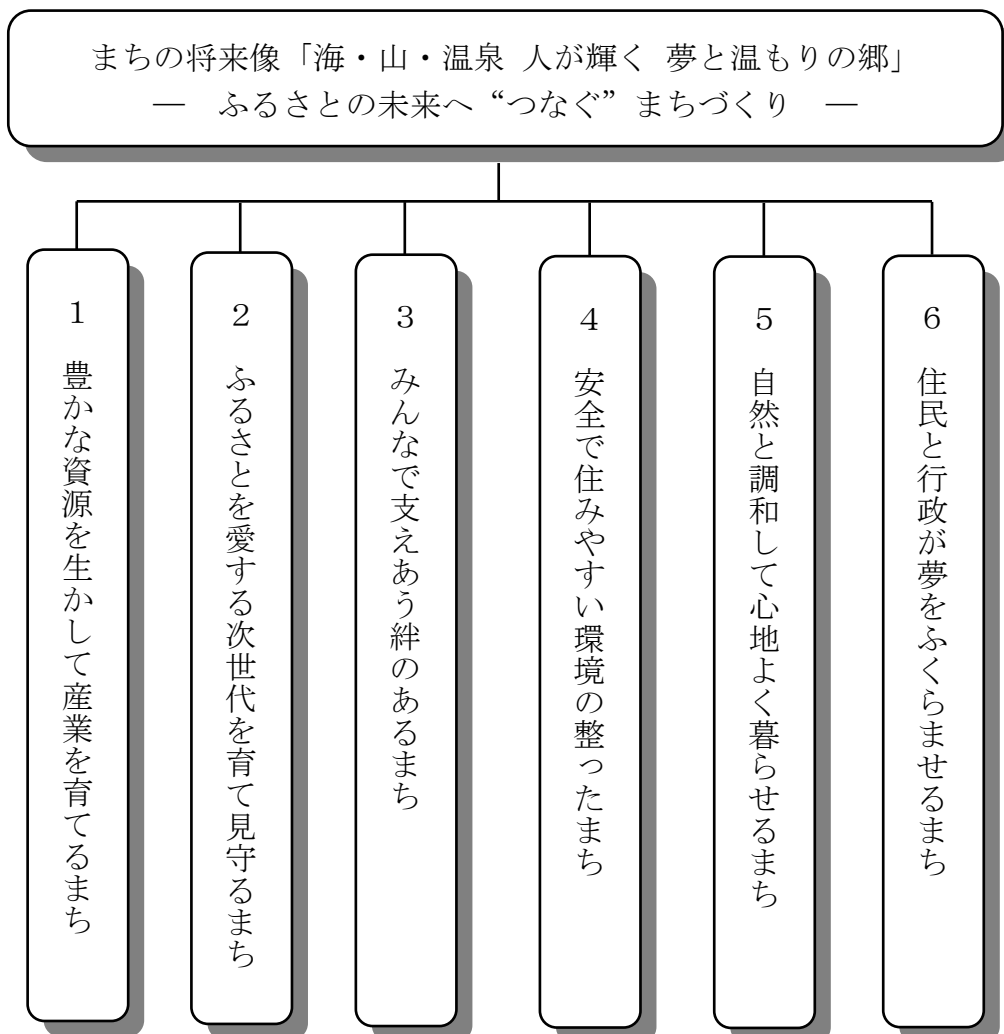
⑥住民と行政が夢をふくらませるまち

行政から住民等への情報提供の充実を図り、住民が積極的にまちづくりへの参画、協働できる環境の整備を進めます。また、地域資源の掘り起こしやニーズなどの情報収集を行い、地域や団体、行政が情報共有するとともに、町内外に向けての戦略的な情報発信に努めます。さらに、電子自治体の推進により、行政運営の効率化・高度化を一層進めるとともに、住民サービスの向上に努めます。

3 施策の体系

本計画は、第2章「情報化の現状と課題」を踏まえ、情報化の基本方針と目標のとおり、第2次新温泉町総合計画で目指すまちの将来像を、総合計画における基本方針（政策）に沿って、情報化施策を展開することにより実現することを目指しています。総合計画における基本方針（政策）の体系は次のとおりです。

第2次新温泉町総合計画における政策の体系（まちづくりの基本方針）



第4章 情報化推進施策の展開

1 豊かな資源を生かして産業を育てるまち

(1) ICTを活用した地域産業の振興

1) 農林畜水産業情報の提供

県や農業協同組合、漁業協同組合など関係団体と連携を図りながら、農林畜水産物の生産性や安全性、地産地消や地産外商などにかかる情報をホームページ等で広く内外に発信します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
農林畜水産物の 情報発信	農林水産課	検討	→		実施	→

2) ICTを活用した商工業の活性化支援

町内の商店や企業等の情報化を促進するため、商工会等と連携を図りながら、ポータルサイト構築やインターネット上での商取引など、ICTの活用方法について情報提供や講習会などを行い、商工業の活性化を支援します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
講習会の開催	商工観光課	実施	→			

3) 観光情報提供システム等構築の支援

観光客等がインターネットに接続できる環境を整えるため事業者等を対象として公衆無線LANの整備を進めるとともに、平成29年開設の「道の駅」を活用し、観光資源や地場産品、イベント等の情報提供を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
公衆無線LANの 整備支援	企画課	段階的拡充	→			
道の駅を活用した 情報提供	商工観光課	検討	実施	→		

2 ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

(1) 子育て支援の充実

1) 子育て支援事業の拡充

子育て支援センターを中心にして、子育てに関する情報を収集するとともに、町ホームページを利用して、子育てグループや子育てに関する各種情報を発信するなど、安心して子育てができる支援体制を確立します。また、子育て電話相談の充実を図るなど、ニーズに応じた子育て支援活動を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
子育て情報の発信	こども教育課	段階的拡充				
	健康福祉課	→				
電話相談の充実	こども教育課	段階的拡充				
		→				

(2) 学校教育の充実

1) 教育用ネットワーク基盤の整備

年次計画で、すべての町立小中学校に校内LANを構築し、インターネットへの接続環境を整備します。

また、総合学習の推進や多様な教育ニーズへの対応、電子学習教材の共有など、児童・生徒の学習活動を支援するため、ICT環境の整備を進め、学習環境の充実を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ICT環境の整備	こども教育課		温泉地域3校 機器更新			浜坂地域5校 機器更新

2) 情報教育の推進

児童・生徒がICT機器を最大限に活用して学習効果を高めるため、パソコンやインターネットの基本的操作や活用能力の育成を図ります。また、インターネット、メール等によるさまざまな犯罪、被害に遭わないよう情報モラルの向上に取り組みます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ICT機器の活用	こども教育課	実施				
情報モラルの教育	こども教育課	実施				
		→				

3) 教職員の情報リテラシーの向上

町立小中学校に、県から情報教育専門推進員を招くなど、コンピュータ操作研修を充実し、教職員間での活用能力格差の解消に努め、校務の時間短縮、業務改善につながるよう教職員の情報リテラシーの向上を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
コンピュータ操作研修の充実	こども教育課	段階的拡充				

(3) 生涯学習活動の推進

1) ICTに関する学習機会の提供

住民の情報リテラシー向上、インターネット利用に伴う犯罪やトラブル防止のため、公民館講座や高齢者大学講座などを通じて、住民向けのインターネット教室、セキュリティ教室等の充実を図ります。特に、ICTへの関心が低い傾向にある高齢者の基礎的情報リテラシー向上のため、パソコン、スマートフォン、タブレット教室等を行い、情報格差の解消を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
教室等の開催	生涯教育課	実施				

2) 図書館情報システムの運用

加藤文太郎記念図書館では、インターネットや携帯電話を活用した蔵書や資料の検索、図書の出借予約等の手続きが行えるシステムを整備しました。今後は、このシステムの利便性向上と拡充を図り、効率的な図書館運営を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
図書館システムの拡充	生涯教育課	段階的拡充				

3 みんなで支えあう絆のあるまち

(1) 保健・医療・福祉サービスの充実

1) 医療現場における情報化の拡充

公立浜坂病院では、電子カルテ（平成25年度）、遠隔画像診断システム（平成27年度）、遠隔教育システム（平成27年度）、最新医療情報検索システム（平成28年度）を導入し、質の高い医療サービスの提供と医療の効率化を図りました。今後も、これらの病院情報システム（検査、看護、病歴等の管理）等の適正な運用を進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
病院情報システムの運用	浜坂病院	実施	機器更新検討			

2) 総合的な保健・医療・福祉情報のネットワーク化の推進

住民からの相談や申請手続きに迅速に対応し、住民の利便性向上を図るため、保健・医療・福祉相談の窓口において、住民が照会したい情報のネットワーク化を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ネットワークの構築	健康福祉課	検討				

3) ボランティア情報等のデータベース化

現在、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、ボランティアの需要と供給のコーディネートを行っています。

今後は、更なるボランティア活動の促進を図るため、団体や活動内容の情報はじめ、企業や民間団体、行政が行う支援活動に関する情報をデータベース化するなど、総合的な情報提供を行うシステムの整備に取り組み、効率的なボランティア活動を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
支援活動情報のデータベース化	健康福祉課	検討		実施		

4) ICTを活用した高齢者等への支援システムの拡充

町内における高齢者人口は年々増加しており、見守りが必要な高齢者等や、要支援者への支援システムに対するニーズは年々高まっています。

現在、ひとり暮らし老人世帯等の希望者に対し緊急通報システムを設置しており、引き続き広報等の普及活動により拡充を図ります。また、要支援者等の情報を民生委員等が把握できるようGIS等の活用を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
緊急通報システムの拡充	健康福祉課	段階的拡充				
		→				
GIS等の活用	健康福祉課	検討		実施		
		→				

4 安全で住みやすい環境の整ったまち

(1) 防災体制の充実

1) 防災情報システムの整備・運用（災害・防災情報の発信）

平成27年度に防災放送設備を改修し、本庁舎の操作卓から全町域に放送が可能になりました。また、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムや公共情報コモンズ、しんおんせん防災ネットとの連携も可能になりました。

今後は、現在進めている防災行政無線のデジタル化を年次計画で行います。また、既存のシステムと全国瞬時警報システム（J-ALERT）を連携させ、災害や防災情報を一元的に管理・共有できるシステムの構築を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
防災行政無線のデジタル化	町民課	段階的整備			整備完了	
システムの連携	町民課	検討				

2) 防犯システムの構築

地域の防犯等に関する情報を住民と共有するため、関係機関からの不審者情報等を必要により防災行政無線、ケーブルテレビ告知放送で提供するとともに、ひょうご防犯ネットへの加入促進を図り、同ネットを通じた配信も行います。また、防犯カメラについては、設置を希望する団体に対し、県補助事業を紹介するなど普及啓発に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ひょうご防犯ネットへの加入促進	町民課	実施				
防犯カメラの普及啓発	町民課	実施				

3) 衛星携帯電話の導入

災害時において孤立する可能性のある集落に、通信手段確保のため衛星携帯電話を導入しました。今後は、災害時に備えて機器の維持管理に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
衛星携帯電話の維持管理	町民課	実施				

(2) 都市基盤整備事業の推進

1) 上下水道施設監視システムの導入

上水道については、一部でパソコンによる監視システムを導入し、水源等の異常通報監視システム機能の向上を図りました。今後も、年次計画で監視システムの整備を進めます。

下水道については、異常通報システムは導入しており、今後は優先順位をつけて監視システムの機能向上を進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
上水道施設監視システムの整備	上下水道課	段階的拡充				
下水道施設監視システムの機能向上	上下水道課	段階的拡充				

5 自然と調和して心地よく暮らせるまち

(1) ユニバーサル社会づくり

1) 情報のユニバーサル化の推進

地理的な条件や年齢、性別、障がいの有無、国籍等問わず、誰もが不自由なく情報を活用することができるよう、情報のユニバーサル化に取り組みます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
情報のユニバーサル化	企画課	段階的実施				

2) 人にやさしい情報端末機器の整備

インターネットに接続できる環境を整えるため、公共施設等での公衆無線LANの整備を進めています。また、高齢者や障がい者などが使いやすい仕様の情報端末を役場本庁舎や温泉総合支所などの公共施設に設置し、情報リテラシーの向上を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
公開端末の設置	企画課	検討		整備		

(2) 環境にやさしいまちづくりの推進

1) 環境情報の収集・提供・活用機能の強化

町ホームページ、広報紙を通じて環境に関する情報（野焼き・不法投棄など）を公開しています。環境関連の情報を管理する各機関や民間団体等と連携し情報の収集や共有化を行い、住民への環境保全に対する意識啓発を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ホームページ等による情報公開	町民課	実施				

2) ごみの減量化・資源化情報の提供

ごみ処理の広域化に伴い、ごみの分別方法等を広報紙やケーブルテレビ、チラシやごみ辞典、出前講座などで住民へ周知を図りました。今後も、ごみの減量化や資源化への取り組み事例などの「ごみ」に関する情報について、町ホームページ等を通じて発信し、啓発します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
ホームページ等による情報発信	町民課	実施				

(3) 高度情報都市の構築

1) インターネット接続環境（情報通信基盤）の整備促進

情報通信基盤は、浜坂地域では民間により、温泉地域では町のケーブルテレビにより整備されています。

公共施設での公衆無線LANは、現在16ヶ所に設置しています。今後もスマートフォン等の情報端末で自由にインターネット接続できる環境を整備します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
インターネット接続環境の整備	企画課	実施				
公衆無線LAN設置	企画課	段階的拡充				

2) 携帯電話通信エリアの整備推進

本町における携帯電話の通信不能地域は、町が実施した移動通信用鉄塔施設整備事業や民間事業者の参入によってほぼ解消されていますが、町内全域で携帯電話が通話可能になるよう取り組みを継続します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
通話エリアの拡大	企画課	段階的拡充				

3) ラジオ放送難聴解消に向けた取り組み

NHKが事業計画を進めていた新温泉ラジオ中継放送所（仮称）が、平成29年度、用土に開局する予定です。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
中継放送所の開局	企画課	実施				

(4) 高度情報化の推進

1) 情報システム及びネットワークの安全対策の拡充

不正アクセスやコンピュータウイルス等による不正侵入の危険に備え、ファイアーウォールの構築や通信データの暗号化、アクセス権資格の設定、外部記録媒体の使用制限、端末機器のアクセス制限などのセキュリティ対策を講じるとともに、研修により職員のセキュリティ意識の向上を図っています。

また、システムのバックアップやデータベースの二重化、他ルート化などを行い、ネットワーク保守管理体制の強化を図るとともに、非常時における代替手段の確保についても検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
セキュリティ対策	総務課	段階的拡充				
非常時代替手段	総務課	検討				

2) プライバシー保護対策の推進、セキュリティポリシーの見直し

行政が保有する個人情報については、オンラインによる事務処理の拡大等により、瞬時に大量のデータを検索・利用することが可能になっています。これらの情報に関して職員個人の裁量で取り扱いが判断されることなく、プライバシー保護対策に万全を期すよう、国のガイドラインを踏まえセキュリティポリシーを適宜見直し、職員研修や内部監査を充実させ適正な運用に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
職員研修・内部監査の充実	総務課	段階的拡充				

3) 電子申請・届出システムの導入

ICTを活用し、時間や場所に関係なく行政サービスを提供することで、住民や事業者等の利便性を向上させるとともに、従来からの申請様式や事務処理方法等、紙ベースの申請等を見直し、行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの構築を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
電子申請・届出システムの構築	総務課 町民課	検討				

4) 税の電子申告・電子納付への対応

国税や県税における電子申告システムの整備完了にともない、今後はシステムの普及啓発に努めます。また、納税者のさらなる利便性向上のための電子納付システムについては、費用対効果や近隣自治体の動向を見極めながら導入を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
電子納付システムの導入	税務課	検討				

5) 各種証明書の自動交付機の導入検討

住民の利便性向上を図るため、住民票、印鑑証明書、税証明書等の自動交付機の設置については、費用対効果や近隣自治体の動向を見極めながら導入を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
証明書等自動交付システムの導入	町民課 税務課	検討				

(5) 消費生活の支援

1) 消費情報の提供

近年増加している消費者被害を防ぐため、町ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等を通じて、悪質商法への注意喚起や消費生活情報の提供に努めてきました。

今後は、迷惑電話防止機器の設置や防止ステッカーの配布などによる啓発に努めます。また、消費生活全般に関する相談に専門の相談員が応じる消費生活センターを活用し、消費者が安心して生活できるよう支援します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
迷惑電話防止機器の設置	地域振興課	実施				

6 住民と行政が夢をふくらませるまち

(1) 参画と協働の推進

1) パブリックコメント制度の活用

主要な施策や行政計画の策定に際して住民参画を推進するパブリックコメント制度は、制度の認知度が低いためか、募集してもほとんど意見が寄せられない状況です。町ホームページ等の各種媒体を活用し、住民や事業者等から意見がいただけるよう制度の周知に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
パブリックコメント制度の活用	企画課	実施				

2) 町議会のインターネット配信

住民に議会運営について身近に感じてもらい、町政への関心を高めてもらうことを目的として、町議会一般質問の映像をケーブルテレビやインターネットで配信しています。

今後は、関係機関と協議し、本会議などの映像配信も検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
町議会のネット配信	議会事務局	段階的拡充				

(2) コミュニティ活動・ボランティア活動の活性化

1) コミュニティ活動の活性化

住民や各種団体、ボランティア等が地域活動に役立つ情報の入手や、情報共有・情報交換できるシステムを構築するとともに、地域活動拠点の情報化を推進し、住民活動のネットワーク化を進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
情報発信の充実	企画課	段階的拡充				
住民活動のネットワーク化	生涯教育課	段階的拡充				

(3) 電子自治体の実現

1) 住民基本台帳ネットワークシステムの機能拡充

平成27年度のマイナンバー制度の施行に伴い、住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切り替えを順次行っています。

現在、本町におけるマイナンバーカードの活用方法は限られていますが、今後、住民の利便性の向上と行政事務効率化のために、費用対効果や利便性などを勘案しながら利活用方法を検討するとともに、マイナンバーカードの普及を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
マイナンバーカードの利活用	総務課	検討				

2) 総合行政ネットワーク（LG-WAN）の活用

現在、町では国の行政機関と地方公共団体との間を接続する総合行政ネットワークシステムの回線を利用しています。

今後は、このネットワークを活用した業務システムの標準化・共同化を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
業務システムの標準化・共同化	総務課	検討				

3) 公共施設案内予約システムの整備

住民や事業者等の利便性の向上を図るため、インターネットやスマートフォン等を通じて、町内の公共施設の紹介や空き状況の検索、予約受付システムの導入を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
予約受付システムの導入	企画課	検討				

4) 庁内施設予約システム等の拡充

庁舎内のイントラネットで既に整備済みの庁内施設予約システムの対象施設を拡大するなど、行政事務の合理化・効率化を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
庁内予約システム	総務課	段階的拡充				

5) 行政評価へのICTの活用

持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政運営の確立には、行政が行う施策や事業を客観的に評価・検証する「行政評価」の取り組みが、今後ますます重要になってきます。行政評価データの集約及び分析、さらには総合計画に基づく行政運営との連動、町ホームページによる評価結果の公表などに、引き続きICTの活用を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
行政評価	総務課	実施				

6) 地図情報のデジタル化の整備（統合型GISの活用）

行政の複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる統合型GISを導入しました。

これにより、地図の共用化によるコスト削減、新たな地図利用業務への展開並びに業務の効率化を図ります。また、住民へ視覚的に分かりやすい情報提供を行うという観点から、公開型のGISについても検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
地図情報のデジタル化の整備	各担当課	段階的拡充				
公開型GIS	企画課	検討				

7) 地籍調査支援システムの活用

既に導入した地籍調査支援システムの有効活用と統合型GISとの連携により地籍調査成果のさらなる活用を図るとともに、効率的な業務を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
地籍調査支援システム	農林水産課	段階的拡充				

8) 農家基本台帳システムの適正管理

社会情勢の変化から農地政策を見直す上で、農家基本台帳システムを活用し、耕作放棄地の解消に向けた取り組み、優良農地の確保対策の充実・強化、農地の集積・有効活用を推進します。また、全国統一システムへ移行します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
農家基本台帳システムの導入	農林水産課	実施				

9) 情報分野の事業継続計画の策定

大規模な災害、事故等が発生した場合でも、住民に必要な行政機能の喪失を防止するため、クラウドコンピューティングへの移行等、情報分野の事業継続計画の策定について検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
事業継続計画の策定	総務課	検討				

10) クラウドコンピューティングの導入検討

行政システムにクラウドコンピューティングを導入することは、大規模な災害や事故発生時等に有効です。セキュリティや費用対効果を検証し、個々のシステムごとに導入を検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
行政システムのクラウド化	総務課	検討				

11) 職員向けICT研修の実施

情報化社会に対応した電子自治体構築のため、職員一人ひとりが電子自治体の目的と必要性を十分に自覚するとともに、ICTを活用した質の高い住民サービスを継続して提供していく必要があります。そのため、職員の情報リテラシー向上に努め、計画的かつ継続的にICT研修を実施します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
職員ICT研修	総務課	実施				

(4) 国内・国際交流等の推進

1) 近隣自治体等との交流

山陰海岸ジオパーク構成市町、鳥取・因幡定住自立圏、但馬定住自立圏、コリドー21（因但県境自治体会議）など他の自治体との交流を推進し、情報共有と情報発信の広域的な取り組みを進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
近隣自治体との交流	企画課	段階的拡充				
	商工観光課	段階的拡充				

2) 「交流人」との交流

新温泉町出身者や新温泉町のファンである観光大使や新温泉ふるさと会などの交流人に対して、ふるさと情報や観光情報などを積極的に発信し、交流を促進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
「交流人」との交流	商工観光課	段階的拡充				

3) 国際交流に関する情報の受発信機能の拡充

町ホームページを活用して、各種国際交流事業の紹介や協力団体に関する情報提供、英語版のリビングガイドの公表を行っています。また、町在住の外国人を対象とした日本語教室や町内の生徒を対象とした海外研修を実施し、外国人との意見交換や情報交流を行っています。今後も国際交流が活発化するよう情報の収集と提供を行います。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
国際交流情報の受発信機能の充実	商工観光課	実施				

(5) 町政情報提供の充実・公開の推進

1) 町ホームページの拡充

住民の参画と協働によるまちづくりを推進するためには、町政に関する情報を分かりやすい形で提供、公開していくことが必要です。

町ホームページで町が保有する公開可能な情報を積極的に発信するとともに、情報の整理・体系化を行い利用者が得たい情報へ容易にアクセスできるようシステムの改善を行います。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
町ホームページの拡充	企画課	段階的拡充				
→						

2) 夢ネット自主放送による情報発信

平成24年度から町議会一般質問の放送を開始しましたが、今後も、住民が身近にあるテレビでさまざまな行政情報を入手できるように、夢ネットの自主放送番組の充実を図ります。また、住民が広く自主放送番組を視聴することができる環境を整備するため、番組のインターネット配信等についても行います。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
夢ネット自主放送	地域振興課 企画課	段階的拡充				
→						

3) スマートフォン等に対応した情報提供

多機能でさまざまなサービスが広がるスマートフォンやタブレット端末、携帯電話は、住民に最も利用されているモバイルネットワーク端末で、年々その端末を使った情報収集は広がりを見せています。

現在、町ホームページの内容をスマートフォン等で閲覧できるシステムを導入していますが、今後もシステム改修や内容の充実を図ります。

【目標スケジュール】


施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
スマートフォン等に対応した情報提供	企画課	段階的拡充				
→						

4) 多様なメディアによる情報発信

広報紙、町ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等のメディアを使い、住民が必要な行政情報を得られるよう、各課の情報発信担当職員により収集された情報を集約し、それぞれのメディアの特性を有効に活用して良質な情報発信に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
多様なメディアによる情報発信	企画課	実施				



5) SNSの活用

SNSは、情報発信においての有効性が年々高まっています。

適正な情報発信などのための運用基準を整備して、地域の情報を発信し、参加者同士が自由に議論や情報交換を行うことのできるSNSを活用します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		29	30	31	32	33
SNSの活用	企画課	検討		段階的实施		



第5章 計画推進にあたって

1 推進体制

(1) 全町的な推進体制

第3次新温泉町情報化計画の各種施策の推進については、町が行政施策として展開するだけでなく、住民、地域、事業者などと議会、行政がそれぞれ適切な役割を担うことにより、情報化の推進を図り、情報交流などによる地域の活性化を促進していくことが大切です。

そのため、住民や各種団体が本町全体の情報化に参加し、意見や提案等が十分施策に反映できる体制づくりに努め、連携を図ります。

(2) 庁内推進体制と進行管理

本町における情報化を推進するにあたり、行政全体で一体的に情報化計画を推進する「新温泉町情報化推進本部」を設置し、全庁的な推進体制を整備しています。同本部では、計画の進行状況、効果等を調査、把握し、PDCAサイクルを確立するとともに、ハード、ソフト両面にわたるICT技術の進展、国や県の情報化の動向、特に現在国が進めている「自治体クラウド」の動向なども視野に入れ、本計画の見直しや修正を行います。

また、本計画の進行管理と、住民のニーズ等を計画や施策に反映させるため、住民や有識者、専門家などによる「新温泉町情報化推進委員会」を適宜開催します。同委員会では、計画に沿って各種施策が着実、かつ、効果的に展開しているかを住民の立場で定期的に確認するとともに、情報化推進に必要な事項について協議します。

(3) 情報化施策の普及啓発

本計画による情報化施策が広く認識され、住民の積極的な参画が得られるよう、町ホームページ等により積極的に情報発信するとともに、広報紙、新聞などのメディア、出前講座などを活用し、さまざまな機会を捉えて住民、地域、事業者などへの普及啓発に努めます。

(4) 情報化施策の見直し

本計画の計画期間は平成29年度から33年度までの5年間となっていますが、ICTの進歩が急速であることや、社会ニーズ、規制緩和等の変化が著しいことから、妥当性や有効性、効率性等を総合的に判断し、事業の継続や廃止、拡大や縮小など柔軟に計画の見直しを図ります。

(5) 国、県等の補助事業の活用

I C T社会の実現に向けた情報化の進展は、国や県においても積極的に取り組まれ、さまざまな補助事業等が展開されており、町の取り組みに合致し、推進を加速することが期待される事業については、積極的に補助事業を活用します。

2 留意事項

(1) 個人情報の保護とセキュリティ対策

情報システム、ネットワークの整備は住民の利便性を向上させる一方で、情報漏えい等の危険性も併せ持っています。行政が保有する個人情報等の情報資産を保護し、情報システムを安全に運用管理するため、情報セキュリティ対策のP D C Aサイクルを確立し、セキュリティポリシーに則した運用管理の徹底に留意します。

(2) 情報格差（デジタルデバイド）の解消

情報化の推進とともに、インターネットやパソコン等を利用できるか否かで情報化の利便性を享受できる人と、そうでない人との差、いわゆるデジタルデバイドの発生が課題となっています。すべての住民が、地理的な条件や年齢、性別、障がいの有無等、国籍または時間的制約にかかわらず、誰もが公平に情報化による利便性の向上を享受できるよう配慮した施策の展開に留意します。

(3) 各種団体等と連携した取り組みの推進

情報化を推進し、地域の発展に繋げていくため、地域、事業者、各種団体、学校等が行う主体的な活動が相互に連携できるように留意します。

(4) 既存メディアの有効活用

広報紙や新聞などの紙面、ホームページ、浜坂地域の防災行政無線や温泉地域のケーブルテレビなど、複数の情報提供媒体を適切に組み合わせ、すべての住民に必要な情報を的確に提供するように留意します。

(5) 行財政改革の推進

情報化は組織のスリム化や再編、開かれた行政の実現などをはじめとする行財政改革の手段として非常に有効です。ICTの普及に対応して単に既存の事務を電子化するのではなく、業務体系の見直しとともに、費用対効果を勘案し効果的な情報化投資の実施に留意します。

(6) ケーブルテレビ

新温泉町ケーブルテレビは、平成17年4月のサービス開始以来、温泉地域の情報基盤の根幹を担っていますが、今後、インターネットの超高速化やテレビ放送の高度化への対応など、機能向上が必要になることが見込まれています。しかし、その方向性は現段階では決定していないことから、本計画では現状の情報通信基盤を基に策定することとします。

資料

1 新温泉町情報化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における新温泉町情報化計画に基づく情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進及び情報化計画の見直し、修正に関すること。
- (2) その他情報化推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長 総務課長 企画課長 税務課長 町民課長 健康福祉課長 商工観光課長 農林水産課長 建設課長 上下水道課長 牧場公園長 総合支所長 公立浜坂病院事務長 出納室長 こども教育課長 生涯教育課長 議会事務局長

2 新温泉町情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における情報化計画の策定及び情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報化計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他情報化の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

3 新温泉町情報化推進委員会委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	秦野 諭示	1号委員
副委員長	中村 義孝	1号委員
委 員	朝野 泰昌	1号委員
委 員	岡坂 遼太	2号委員
委 員	尾崎ひとみ	1号委員
委 員	田村 綱正	1号委員
委 員	仲山 茂生	1号委員
委 員	松元 襄司	1号委員
委 員	宮階 弘志	1号委員
委 員	山本 尚代	1号委員

4 第3次新温泉町情報化計画策定経過

年 月 日	項 目	内 容
平成28年 7月 5日 ～7月11日	第2次新温泉町情報化計画の進捗状況調査並びに第3次新温泉町情報化計画における施策のとりまとめ	各担当課へ調査実施
平成28年 8月24日	第1回新温泉町情報化推進委員会開催	策定方針・スケジュールの確認、情報化の現状について報告
平成28年 9月26日	第2次新温泉町情報化計画の進捗状況ヒアリング	各担当課へヒアリング実施
平成28年11月 1日	第1回新温泉町情報化推進本部会議開催	情報化に関するアンケート結果報告、スケジュールの確認、第3次新温泉町情報化計画案の協議
平成28年11月15日	第2回新温泉町情報化推進委員会開催	第2次新温泉町情報化計画進捗状況調査結果の精査、第3次新温泉町情報化計画案の審議
平成28年12月 1日	第2回新温泉町情報化推進本部会議開催	第3次新温泉町情報化計画案の協議
平成28年12月13日	総務教育常任委員会	第3次新温泉町情報化計画案の策定状況を報告
平成28年12月22日 ～平成29年1月20日	パブリックコメントを実施	意見0件
平成29年 1月26日	総務教育常任委員会	第3次新温泉町情報化計画案の修正報告及び審議
平成29年 2月 7日	第3回新温泉町情報化推進委員会開催	第3次新温泉町情報化計画案の審議
平成29年 2月13日	第3回新温泉町情報化推進本部会議開催	第3次新温泉町情報化計画を策定

5 用語解説

アクセス (access)

コンピュータで情報の入力や取り出しを行うこと。または、ネットワークを介して他のコンピュータに接続すること。

インターネット (internet)

世界中の大学、政府組織、企業、個人などのネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。一般利用者は専用線や電話回線で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールやファイルの送受信、オンラインソフトの入手などができる。

イントラネット (intranet)

インターネットの技術を利用し、特定のエリアと組織内メンバーなどの限定されたユーザーのみを対象として構築された情報通信網。

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

オンライン (online)

機器同士が物理的、あるいは論理的に接続された状態のこと。一般的には、インターネットやパソコン通信といったネットワークに接続され、利用できる状態のこと。

ガイドライン (guideline)

国や自治体など関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。法的な拘束力はない。

グループウェア (groupware)

組織内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、施設予約機能などがある。

クラウド (cloud)

クラウドコンピューティングとも言う。データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバー群 (クラウド (雲)) にあって、ユーザーは自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態のこと。

公共情報コモンズ

地域の安心・安全に関する情報をテレビなどの各種メディアを通して迅速・効率的に住民に伝達することを目的として、総務省が提唱し、普及を推進している情報流通基盤。

公衆無線LAN

公衆無線LANは、無線を利用した高速インターネットへの接続サービス。移動中でも駅や公共機関、宿泊施設、喫茶店、ファストフード店などの人の多く集まる場所などにアクセスポイントが設置されていれば、そこからインターネットを利用することができる。

コリドー２１（因但県境自治体会議）

鳥取県と兵庫県の県境に位置する自治体が県境の壁を越え、行政、経済、文化などの連絡調整を行いながら各町の発展と圏域の振興を図ることを目的として、平成８年５月に結成し、現在は、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、香美町、新温泉町の１市５町で組織している。

コンピュータウイルス（computer virus）

コンピュータに侵入し、正常な操作をできなくさせたり障害を与えたりするプログラム。

事業継続計画

自然災害やテロ、新型インフルエンザの発生など、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、リスクを最小限にとどめるとともに、継続に必要な最低限の業務や、復旧時間や対応策などを定めた行動計画。

住民基本台帳カード

居住する市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたＩＣカード。申請や届出時の本人確認などに利用される。本人の申請で有料交付され、写真付きと写真なしの２種類があり、写真付きは個人の証明書としても利用できる。

スマートフォン（smartphone）

携帯電話の一形態。インターネット、スケジュール管理、パソコンで作成された各種ファイルの閲覧などの機能を備え、パソコンと類似の使い方ができる。通常の携帯電話より広い液晶画面や、文字入力用キーボードを備えた製品が多い。代表的なものに Apple 社の iPhone やグーグル社の Android を採用して開発された製品がある。

セキュリティポリシー（security policy）

ネットワーク上のコンピュータシステムのセキュリティ（安全・機密保護）性を、具体的な方法で維持するための対策規定。

地上デジタルテレビ放送

地上波を利用したデジタル方式のテレビ放送。従来のアナログ方式のテレビ放送に比べ、高画質化や多チャンネル化を図ることができるほか、パソコン等との相互接続が容易となるとともに、電波の有効利用を図ることが可能となる。

タブレット端末

タッチパネル式などの表示・入力部を持った携帯可能な薄い板状のコンピュータなど。Apple 社の iPad などがある。

デジタルデバイド（digital divide）

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる情報格差。または、情報技術を持つ人と持たない人との間に生じる経済格差のこと。居住地・収入・学歴・人種・性別などさまざまな要因で生じるとされる。

データベース（database）

複数のアプリケーションソフトまたはユーザーによって共有されるデータの集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。

パブリックコメント（public comment）制度

行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見、情報を考慮して意思決定を行う制度。

光ファイバ

ガラスなどの細い繊維できている光を通す通信ケーブルで、超長距離・大容量のデータ通信が可能。セキュリティも高いとされている。

兵庫情報ハイウェイ

本庁と地方機関を結ぶ県庁WANや県立学校を結ぶ教育情報ネットワークなど行政各分野の効率的なネットワークの基盤

ビッグデータ

従来のデータベース管理システムでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。データ管理技術の進化により効率的なデータ処理が可能となったことで、ビッグデータを解析したものを、マーケティングや新しいビジネスの創造などに活かす動きが活発化している。

ファイアーウォール (firewall)

ネットワークへの不正侵入を防ぎ、利用者の接続統制などを行うホストコンピュータ。インターネットとの接続を1ヵ所にまとめ、情報の流れを制御する方式。

フェニックス防災システム

兵庫県庁に設置したサーバーと県関係機関や県内市町などに設置した防災端末を専用線等で結び、被害情報などを迅速に収集・伝達、共有化するとともに、被害予測などをもとに必要な要員や物資の需給推計を行い、初動時の意思決定を支援する災害対応総合情報ネットワークシステム。

ブロードバンド (broadband)

データ伝送の分野において、広域帯のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路（光ファイバやケーブル）で送る方式を指す。近年は、単に高速度で大容量のADSLや光ファイバ等のデータ転送のことを指すことが多い。動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ホストコンピュータ (host computer)

ネットワークに接続されているパソコンなどからの計算や制御の要求を集中して処理するコンピュータのこと。サーバーが典型的な例であるといえる。

ポータルサイト (portal site)

インターネットにアクセスするときに、玄関口となるウェブサイト。

ホームページ (homepage)

インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。文字だけでなく画像や音声も入れられる。

マイナンバー制度

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会インフラを構築する土台となる制度。

マイナンバーカード

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

モバイル (mobile)

オフィスや自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話等のデジタル機器を使い、ネットワークを通じて情報のやりとりをすること。

ユニバーサル (universal) 化

地理的、人的要因（例えば高齢者や身体障がい者）に起因する情報格差を是正する意味で用いられる。

メディア (media)

媒体。手段。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。

リテラシー (literacy)

読み書き能力のこと。情報やコンピュータを扱う能力。情報リテラシーは、コンピュータを使用して情報を活用する能力。

C A T V (Community Antenna Television)

電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年では、テレビ放送だけでなく、インターネット接続や I P 電話などのサービスも広く行なわれている。

e - J a p a n 戦略 II

I T 基盤を生かした社会経済システムの積極的な変革として、医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービスの 7 分野で具体的な方策を示し、先進的な取り組みを行うこととした。

G I S (Geographic Information System)

地理情報システムのことで、コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能がある。「統合型地理情報システム」は、行政内部で保有し、複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく横断的なシステムのこと。

I C T (Information and Communication Technology)

情報通信に関する技術一般の総称。日本では I T (Information Technology : 情報技術) が同様の言葉として一般的だが、国際的には I C T を使う場合が多く、日本でも定着しつつある。

i - J A P A N 戦略 2 0 1 5

2006年1月に発表した「I T 新改革戦略」を引き継ぎ、2015年までに実現すべきデジタル社会の将来像と実現に向けた戦略。国民の視点に立った人間中心のデジタル技術が、普遍的に国民によって受け入れられるデジタル社会の実現を目指し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人材分野の3つを三大重点分野としている。

I T (Information Technology)

情報通信技術、情報技術と訳される。コンピュータやインターネットを支える器具類やインターネットに代表されるように、文字や音声、映像など多様な形態の情報の迅速な収集・伝達や高度な情報処理を行うこと。

I T 基本法

2000年11月に制定された法律で、正式名称を「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」。すべての国民が I T の成果を享受できる高度ネットワーク社会の確立を目指し、その実現のために「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの整備」、「電子商取引の促進」、「行政の情報化の推進および公共分野の情報化」などが掲げられた。

I T 新改革戦略

2010年度までに重点的に対応するものとして、「I Tの構造改革力の追求」、「I T基盤の整備」、「世界への発信」の三つの政策を掲げて取り組みを行った。

I o T (Internet of Things)

世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

J - A L E R T

消防庁が整備した全国瞬時警報システムの通称。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて消防庁から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

L A N (Local Area Network)

会社内など特定の範囲に構築された通信ネットワーク。構内ネットワークともいい、建物内や事務所の構内など同一組織内でコンピュータや周辺機器などを設置し、データやプリンタなどを共有するネットワークのこと。例：庁内LAN（行政）、校内LAN（学校）など。

P D C A サイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のプロセスを順に実施する。このプロセスを繰り返すことによって、事業の円滑及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

S N S (Social Networking Service)

社会的ネットワークをインターネット上で構築し、人とのつながりを促進・サポートするサービス。

T w i t t e r (ツイッター)

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような140文字以内の短い文章で投稿できる情報サービス。不特定多数の人に対して今自分がしていることを共有することができる。S N Sのひとつ。

第3次新温泉町情報化計画

発行日 平成29年2月

発行 新温泉町

編集 企画課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

Tel 0796-82-3111 / Fax 0796-82-3054

ホームページ : <http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

E-mail : kikaku@town.shinonsen.lg.jp